

世田谷区選挙管理委員会 第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年6月20日(木)
午後5時30分 開会
午後6時50分 閉会
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委 員 長 山 内 彰
委員長職務代理 市 川 康 憲
委 員 岡 部 健 一
委 員 渡 邊 洋
事務局長 好 永 耕
次 長 織 田 健 一
選挙担当係長 神 田 哲 平
主 査 中 山 陽 介
書 記 山 本 太 樹
書 記 一 関 駿 吾
- 4 議 題 別紙議題のとおり
- 5 議事経過 議事録記載のとおり
- 6 特記事項 なし

作 成 令和6年6月20日
作成者 中 山 陽 介

令和6年6月20日

第9回定例会議題

1 協議事項

- (1) 東京都知事選挙における候補者氏名等掲示掲載順序を決定するくじについて
(資料No. 1)

2 報告事項

- (1) 東京都知事選挙における候補者の届出について (資料No. 2)
- (2) 委員長専決処分の報告 (公営ポスター掲示場の規格の変更) (資料No. 3)

3 その他

- (1) その他

◆次回定例会等の日程・・・出席者・開催時間にご注意ください。

7月4日(木) 全委員 午後5時30分～ 選挙管理委員会室
第10回定例会

【主な議題(予定)】

- ・東京都知事選挙における開票立会人の決定について
- ・民間投票所への挨拶について
- ・東京都知事選挙における期日前投票者数について
- ・委員会等の日程について

議 事 録

※協議事項に関連する案件であることから、2 報告事項（1）から議事を開始した。

1 協議事項

- （1）事務局長から、資料N o. 1 を基に東京都知事選挙における候補者氏名等掲示掲載順序を決定するくじの実施方法を説明した上でくじを実施し、別添くじ記録のとおり決定した。

2 報告事項

- （1）東京都知事選挙における候補者について、事務局長から、資料N o. 2 のとおり届出があった旨報告した。

なお、資料N o. 2 に「1 4 時 0 0 分現在」と記載があるが、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）から、午後5時の受付終了後変更がなく、資料N o. 2 の内容のとおり確定したと連絡があった旨を事務局長から説明した。

- （2）立候補受付番号49番以降の候補者については、都選管から支給された用品等を用いて、候補者自らが公営ポスター掲示場の区画を増設する取扱いとすることが本日（6月20日）正午前に都選管から発表され、区市町村選挙管理委員会（以下「区市町村選管」という。）への周知も本日（6月20日）正午過ぎに行われたことにより、急ぎ公営ポスター掲示場の規格の変更を決定する必要があったため、資料N o. 3 のとおり、委員長専決した旨を事務局長から報告した。

山内委員長から、早急に規格を変更しなければ立候補受付番号49番以降の候補者による選挙運動を阻害するおそれがあったことから、重大な決定であるが専決とした旨説明があった。また、今般の都選管の対応については、安全性、公平性の観点から問題があるだけでなく、区市町村選管への周知が事前に行われず、候補者への周知より後になったことなど、都選管と区市町村選管との信頼関係を崩壊させるものであり、憤りを感じているという意見があった。

市川職務代理から、立候補受付番号49番以降の候補者は他の候補者と比べ明らかにポスター掲示作業の負担が重く、選挙運動の公平性が保てないのではないかと意見があった。また、下側、横側、上側のうちどの位置に増設するかは、各候補者が立地状況を基に判断するのか質問があり、事務局長からそのとおりである旨説明した。

岡部委員から、候補者が多くなることは事前審査の状況や報道から十分に予見できたため、区市町村選管に事前に増設を指示するタイミングがあったはずだ。であるにもかかわらず、都選管が今回の対応をとったことは理解しがたい旨意見があった。

渡邊委員から、候補者自らが増設するのであれば、区選管として規格を変更する必要はあったのか質問があり、次長から、区市町村選管がポスター

掲示場の設置義務者であると公職選挙法で定められているため、規格を変更する必要があった旨説明した。

3 その他

- (1) 第10回定例会は令和6年7月4日（木）午後5時30分から開催すること及び主な議題について確認した。